平成30年12月21日

第 119 回　遠野市農業委員会総会議事録

第119回遠野市農業委員会総会議事録

告 示 年 月 日　　平成30年12月11日
告 示 番 号　　遠野市農業委員会告示第16号
会 議 年 月 日　　平成30年12月21日
会 議 の 場 所　　遠野市役所とぴあ庁舎　大会議室
出 席 委 員　　１番 菊池靖、２番 白金英子、３番 多田登、４番 古屋敷徳夫、
５番 佐々木誠一、６番 佐々木恵美子、７番　新田佐悦、８番 河内克倫、
９番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、
17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員　　事務局長　佐 々 木　徹
次長兼農業振興係長　菊　池　今　英
副主幹兼農地係長　千　葉　芳　治

本 日 の 案 件　　第119回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第１号　農地法第３条の３第１項に係る専決処分の報告について
報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について
報告第３号　遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第５条による届出について

議案第50号　農地法第３条第１項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について
議案第51号　農地法第３条第１項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について
議案第52号　農用地利用集積計画の決定について
議案第53号　農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第54号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第55号　農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第56号　非農地判断に対する可否決定について

開 会 時 刻　　午後２時

議　　　長

大変ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいりたいと思います。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を13番、鬼原壽一委員さんお願いします。

［「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略］

【会議成立宣言】

議　　　長

本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので第119回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。

【会長報告】

議　　　長

続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告させていただきます。

11月29日、平成30年度全国農業委員会会長代表者集会及び本県選出国会議員との政策要請懇談会に出席してございます。内容についてですけれども、会長代表者集会の後、本県選出国会議員に県農業会議で作成しました要請書により要請してございます。

11月30日、平成30年度農業者年金加入推進セミナーですけれども、国の方では13万人を目標に進めてまいりたいということで説明してございます。

12月４日から14日まで、平成30年12月遠野市議会定例会に参加してございます。これは本会議と一般質問の出席でございます。

12月19日、平成30年水稲展示栽培品種試食会に参加してございます。５種類のお米を食べましたけれども、味は分かりませんでした。ただ、こういう試食会も大切だなと感じてございます。

以上でございます。

【事務事業経過報告】

議　　　長

続きまして、今月の事務事業の経過について事務局長から説明願います。

事 務 局 長

説明いたします。報告書の１番からです。

11月27日、●●県●●●市農業委員会の視察研修に対応しました。運営委員と田中ナオ子委員が対応しております。

11月28日、第10回遠野市農林水産振興大会及び祝賀会が開催されております。

11月29日、第１回地域農業マスタープラン綾織地区検討会及び今後の地域農業に係る意見交換会が開催されました。

11月30日、マスタープラン検討会ですが、上郷地区の検討会です。

12月４日、検討会、土淵地区です。

12月５日から６日まで、平成30年度市町村農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会が盛岡市で開催されました。会長職務代理者と農地及び農政専門委員会委員長が出席しております。

12月６日、遠野・松崎地区のマスタープラン検討会。

12月７日、附馬牛地区の検討会が開催されております。

12月10日、農地法等申請締切日でございました。

12月14日、農地転用等現地確認調査を行っております。

12月19日、第10回運営委員会を開催しております。

本日、総会。この後、第４回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会です。終了後、農業委員活動表彰等受賞祝賀会をサンパークやなぎで開催いたします。

12月22日以降の主な行事予定です。

12月28日、遠野市農業委員会仕事納めの式を15時から、本庁舎３階中会議室で行います。会長と事務局のみになります。

平成31年に入ります。

１月７日、遠野市農業委員会仕事始めの式を行います。11時から。今回は市長部局の方で１月４日が例年ですと仕事始めなのですが、金曜日ということもありまして、

	働き方改革として金曜日は休める方は休んでくださいということで、７日に仕事始めの式をやるということになりました。農業委員会もそれに合わせました。 　同日１月７日、平成 31 年遠野市民新年交賀会があえりあ遠野で開催されます。 　１月８日、平成 30 年度いわて農林水産躍進大会が盛岡市で開催されます。これには遠野市から事務局含めて５人出席する予定です。 　１月 10 日、農地法等申請締切日です。 　１月 16 日、農地転用等現地確認調査を予定しております。 　１月 18 日、遠野地域農業機械銀行 40 周年記念式典がＪＡとおのライフサービス生活センターで開催されます。会長が出席されます。 　１月 25 日、第 120 回遠野市農業委員会総会。同じく、第５回農地利用最適化推進検討会を開催いたします。 　１月 29 日、宮城県大和町農業委員会先進地研修の対応を行います。耕作放棄地対策で研修にいらっしゃいます。 　２月 13、14 日、農業委員会会長研修会及び会議が盛岡市で開催されますし、同日、女性農業委員・推進委員活動研修会が開催されます。 　報告は以上です。 【報告事項】
議　　　長	次に報告事項に入らせていただきます。報告第１号、農地法第３条の３第１項に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。
事 務 局 長	１ページをご覧ください。報告第１号、農地法第３条の３第１項の規定による届出に係る専決処分の報告について、であります。農地法第３条の３第１項の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第５条第２項の規定により専決処分したので同条第３項の規定により報告するものです。内容は相続による農地取得の届出の専決処分の報告であります。番号１番から２ページの番号 11 番まで 11 件。それぞれ備考欄の方の死亡により取得者が相続により農地を取得したものであります。特に番号 10 番の取得者につきましては市外の方でありますが、関連で、議案第 50 号でまた審議していただきます。番号 11 番につきましては取得者が市外の方でありますが、勤務地が遠野市ですので農地の管理について支障はないということであります。以上です。
議　　　長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。 ［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　　長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 　次に報告第２号、農地法第 18 条第６項の規定による通知について事務局にその内容を説明いたさせます。
事 務 局 長	報告第２号、農地法第 18 条第６項の規定による通知について。農地法第 18 条第６項及び同法施行規則第 68 条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知者が提出されたので報告するものであります。 　番号１番、借人が規模を縮小したいということで解約するものであります。解約後は●●●町の担い手の方が借りる予定になっております。 　番号２番、借人の共同経営者が１人農業をやめるということで、それに伴いまして規模を縮小するということで解約するものであります。解約後は●●町の担い手の方が借りる予定になっております。 　報告は以上です。
議　　　長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。 ［「なし」と呼ぶ者あり］

議　　長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に報告第３号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第５条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。
事務局長	報告第３号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第５条による届出について、であります。こちらにつきましては１件であります。畑３枚を盛土、削土して平らにするということであります。その後栽培ハウスを建設することになっております。施行時期と施工業者については記載のとおりであります。以上です。
議　　長	ただいま事務局から報告いただきました。質問等ございませんか。 ［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	質疑なしと認め質疑を終結します。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。 【日程第１】
議　　長	日程第１、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13 条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	ご異議なしと認め、議事録署名人に 14 番、田中ナオ子委員、15 番、菊池清重委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。
副 主 幹	５ページでございます。第 119 回遠野市農業委員会総会議案総括表でございます。 法第３条、今月計 23 件、381,162.26 ㎡。 利用集積、今月計 44 件、228,011 ㎡。 法第４条、なし。 ６ページでございます。 法第５条、今月計３件、411.12 ㎡。 適用外、今月計１件、446 ㎡。 法第 18 条第６項、今月計２件、15,948 ㎡。 以上でございます。 【日程第２】
議　　長	次に日程第２、議案第 50 号、「農地法第３条第１項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹	７ページでございます。議案第 50 号、農地法第３条第１項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第３条第１項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。 番号１番から８ページの番号５番まで、番号７番から９ページの番号 11 番まで、番号 14 番から 10 ページの番号 19 番まで、農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定でございます。 ８ページの番号６番、貸出人は市外に居住しており、平成 30 年８月に土地所有者の父がお亡くなりになったことにより相続したもので、遠隔地に居住していることから貸し出すものでございます。借受人は新規就農となっておりますが、前土地所有者である貸出人の亡父の知人で、以前から貸出人の亡父と一緒に農業従事されてきた方で

	ございます。賃貸借の期間は記載のとおりとなっております。 ９ページの番号 12 番、13 番は、21 ページの番号３番と関連しており、営農型太陽光発電設備設置に係るものでございます。借受人は新規参入により営農型太陽光発電設備のパネルの下部において畑わさびの栽培を行おうとするものでございます。借受人は現在、●●町内においても同様の営農型太陽光発電設備のパネルの下部で畑わさびの栽培を行っており、当申請に係る畑わさびの苗については[redacted]から購入する計画でございます。また、[redacted]の方にも立地上の栽培状況の点検や畑わさび栽培の周りの草刈り等協力をいただく旨、利用計画書に記載されております。番号 13 番は営農型太陽光発電設備の設置に係る空中の農作物について地上権を設定するものでございます。番号 12 番の賃貸借の期間、番号 13 番の地上権設定期間については、21 ページの番号３番の農地の一時転用の期間と合わせて記載のとおりとなっております。営農型太陽光発電設備のパネルの下部で行う営農につきましては、毎年下部の農地における営農状況、就業等を農地転用許可権者である岩手県に報告することとなり、報告により適切な営農、単収が概ね２割以上減少し品質に著しい劣化が生じている等、確保されていないと判断される場合は、必要な改善措置を講ずるよう指導し、必要な改善措置が講じられない場合は営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導することになっており、一時転用の期間延長の許可ができないものとなります。畑わさびの 10ａ当たりの単収は岩手県栽培技術指針の普及センター普及員の調査による単収 1,800 ㎏となっており、販売先につきましては●●市の[redacted]単価㎏ 350 円となっております。また、営農支援金として営農型太陽光発電設備を行う会社から[redacted]へ、太陽光発電量の３％が営農支援金として年 130 万円支払われることとなっております。 21 ページの番号３番と関連しておりますので、営農型太陽光発電設備について、別紙資料の営農型太陽光発電システムについて、をご覧いただきたいと思います。営農型太陽光発電設備についてですが、営農型太陽光発電とは農地に支柱を建てて営農を適切に継続しながら上部区間に太陽光発電設備を設置することにより農業と発電を両立する仕組みを指します。この場合支柱の基礎部分について農地転用許可が必要となります。一時転用期間については３年以内または 10 年以内となりますけれども、一時転用期間が 10 年以内となるケースについては認定農業者が下部農地で営農を行う場合等がございます。営農型太陽光発電設備の取り扱いの主な内容については、１、支柱の基礎部分について農地転用許可が必要。一時転用期間中に営農上の問題がない場合は再許可が可能となります。２、一時転用許可にあたり営農適切な継続が確実か、周辺農地に支障が生じていないか、等をチェックすることになります。３、一時転用許可の条件として年１回の報告を義務付け、農産物生産等に支障が生じていないかをチェック。著しい支障がある場合には施設を撤去して復元することを義務付け、となっております。 次のページでございます。遠野市●●町における営農型太陽光発電について、です。申請地の全体面積は 19,291.87 ㎡、うち農地面積は 14,026.87 ㎡でございます。事業内容の概要は所有者から[redacted]が農地を借り、畑わさびを作付する。また、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し[redacted]が太陽光発電事業を行う。[redacted]社は３年間の賃貸借、[redacted]は３年間の使用貸借です。資金計画は事業費が 249,000 千円、うち発電設備設置費 193,970 千円、工事費 45,030 千円、撤去費用 10,000 千円となっております。被害防除等につきましては粉塵が発生するような土木工事は行わない。隣接農作物への日照を遮ることのないよう注意して事業を行う。立ち入り禁止看板を設置する。隣接地所有者および近隣住民からの同意書を得ていること。発電について、設置パネル枚数 4,806 枚（うち農地部分 3,934 枚、山林部分 872 枚、発電量 1,260kw）、支柱本数 992 本（うち農地部分 814 本、山林部分 178 本、１本あたり 0.00453 ㎡）、電柱９本（うち農地部分８本、山林部分１本、１本あたり 0.09625 ㎡）、集電所２か所（うち農地部分１か所（9.66 ㎡）、山林部分１か所（6.48 ㎡））。農地への復元の具体的計画、支柱の杭は、地盤を壊さず安易に撤去できる設計のものを使用する。撤去費用について資金計画に盛り込み済み、でございます。 次のページでございます。パネル関連の営農者、営農型太陽光発電設備設置者は記

	載のとおりでございます。畑わさび営農につきましては記載のとおり栽培する計画となっております。他にカラー印刷で申請位置図を添付してございます。 　次のページは[redacted]町内で現在行っている営農型太陽光発電設備の状況、写真でございます。この写真と今回の申請で違っている部分については、当申請では支柱の部分が基礎ではなくスクリュー式で 1.5m地中に埋設するものとなります。 　最後のページに作付区画説明図です。営農についての計画図でございます。 　営農型太陽光発電設備の概要につきましては以上になりますので、ご覧いただければと思います。 　以上 19 件、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議　　　長	ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。[redacted]地区担当委員お願いします。
16 番委員	16 番、小向です。14 日、農業委員２名、推進委員２名と事務局で現地確認いたしました。こちらの借受人に関しては今までも前所有者と共に営農しておりましたし、現地を確認したところ現状のまま管理されておりましたので何ら問題ないと確認いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議　　　長	続きまして、[redacted]地区担当委員お願いします。
17 番委員	17 番、奥寺です。所在地は[redacted]ですけれども貸出人は[redacted]です。17 日に現地確認ということで[redacted]と[redacted]の農業委員、推進委員それぞれが参加いたしました。今、事務局が詳しく説明したとおりでございます。我々が確認したのは現地の雑草対策はどうなのかとか、雨水の場合はどういう配慮があるのかということで、急用があるときには会社が委託するということでしたので、審議のほどよろしくお願いします。
議　　　長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
７ 番 委 員	上の太陽光発電設備というのは初めて聞くわけですが、岩手県では[redacted]でやっているわけですか。
副　主　幹	はい。
７ 番 委 員	それから、わさびをどういうふうにするのですか。加工するのか。分かっていたら教えてもらいたいです。
事 務 局 長	わさびについては出荷先が[redacted]さんなので加工用になるかなと思います。
７ 番 委 員	採算は合うのでしょうか。
事 務 局 長	採算は合う計画で、今計画されております。
６ 番 委 員	６番、佐々木です。すみませんが当日、現地確認の方が欠席となってしまいましたので事務局に確認させていただきたいのですが、わさびの生産に関しましては遠野市内の[redacted]さんと何か供給とか絡みも計画にあるのですか。
副　主　幹	お答えします。わさびの苗につきましては[redacted]から買うということで、[redacted]さんの方から[redacted]から買ってくださいと依頼があったそうなので、そのようになります。
６ 番 委 員	ということは市内の[redacted]さんと一緒に、[redacted]さんに加入するということも含めて、今後一緒に取り組みをしていくという方向なのでしょうか。

事務局長	それは確認していませんが、今回は３年ということで、農地をお借りしてやっていくということになるわけで。会社とすれば発電を 20 年計画してその後も更新してやっていくと思います。わさびをこれから作られていくわけでその部分については会社の方に働きかけていくことになっております。
議　　長	県内の設置状況については。
事務局長	まず●●町で営農型発電に取り組まれております。面積は遠野市よりも小さくて 12,000 ㎡ということで。その後２反部ずつの小区画の営農型発電を経済産業省に申請しているということで、今後●●町の方では増えていくだろうという状況です。他は●●市と●●市と●●村で取り組みをされているということです。
議　　長	新田委員さん、よろしいですか。
７番委員	遠野では、特に寒い地域ではあるし、これから農業をするにはこういう新ツールを使って進行させるという方向性を示していくべきだと私は考えています。以上です。
議　　長	その他質疑ございませんか。
５番委員	５番、佐々木です。１つは甲種農地、それからマスタープランの農地にも設置可能でしょうか。
副主幹	お答えいたします。あくまでも一時転用でございますので許可はできるものと考えます。
５番委員	甲種農地であれ、マスタープラン、営農振興的であれ、できるという解釈ですか。
副主幹	甲種農地でも農用地でも一時転用できるものでございますので、農地以外にするものではございませんので、できるものと考えます。
５番委員	農用地で８年以内はできないと説明が載っているのですけれども、これは無視してもいいのですか。
副主幹	それは農地転用の場合だと考えられます。
５番委員	はい、分かりました。
議　　長	その他質疑は。
17 番委員	17 番、奥寺です。14 日の現地説明で事務局長さんから経産省の兼ね合いの指定された農地という説明がありましたけれども、私たちもそういったケースは知りませんでしたが、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。
事務局長	発電所ですので経済産業省の許可が必要なのだそうです。遠野の●●地区につきましては今回の業者ではない方、別な業者がそこで発電をするということで経済産業省の許可を取っていました。前の業者から今回の業者が許可を譲り受けて営農発電型をやるということです。ですから経済産業省の許可は済んでいるということになりました。よって、新たに営農型発電をやるという場合は、●●町では今、経済産業省に申請されているということですので、改めて申請が必要になるということです。
17 番委員	ちょっと分からないことがありますけれども、その経産省が発電に関して指定できるということは農業委員会としては分からないですよね。こういう案件が上がってき

	たら経産省がらみの場所だと、そういう形にしかならないですよね。そういうことですか。
事務局長	繰り返しになりますけれども、太陽光発電をするに当たって経済産業省の許可が必要です。その許可につきましては前の別の会社が取っていまして、それを今回その権利を譲り受けて、権利を買って営農型太陽光発電をやるということです。それを、農業委員会に許可があるのかということはまだ、今回農業委員会としては一時転用ということで、農地を借りるということで、あるいは地上権が必要だからその許可を受けるということで、３件上がっているということです。土地を借りる、支柱を刺すということですから、あとは上にパネルをつけますので地上権の権利の許可の申請、それを今回議案としてあげられるということです。
７番委員	地上権には許可が必要なのですか。
副主幹	地上権設定の申請につきましては、融資を受ける上で金融機関の方から地上権設定してくださいと依頼があって申請したものですけれども、土地の所有者の合意で申請されておりますので、第三者の空中の地上権で、権利を得たいということで出されたものです。
７番委員	かなり金額がかかるということですね。組織や何かでやるとか、そういうところでしかやれないと思いますが、発電をしてハウスを建てて中を温めて、ということだと思いますが、それとは違うわけですか。
事務局長	それとは違います。農地を借りてそこに支柱を立ててパネルを設置する。そこで太陽光発電ができます。今回はそれだけではなくて営農することによって許可が下りるという新たな制度で、営農があって、今回はわさびを作って収量を80%は確保しないとだめで、それで初めて営農型発電というのができると。わさびを作って80%確保する、確保できれば更新が考えられます。確保できないと指導が入ります。農業委員会としても指導をしなければない。いろいろと確認作業が出てくると思います。それらがきちんと整えば、事業者はそもそも20年間計画しているものですから、更新の申請が３年後ということになっております。ハウスで作物を作るということではなくて上はパネルで発電するということです。営農を大事にして発電していくというのが今回の営農型発電です。
７番委員	会社が負担するというわけではないですね。
事務局長	銀行からの融資です。補助金はないです。一部自己資金です。
７番委員	借受人が借りるように書いていましたから。
３番委員	３番、多田ですけれども、撤去費用までということで見てますが、最初は３年ということですけれども、全体的には10年計画ですので10年後には撤去するという中身なのか、それと11年目、12年目とこの事業は継続していくことになっているのかということを確認したいと思います。
事務局長	事業計画は20年となっています。撤去するのは21年目です。今回は条件が整わなくて３年で申請してきました。３年やって途中で認定農業者の資格を取ったりして契約期間を長くすることができます。その更新をするためには営農を80%確保することが大事ですので、営農に力を入れて太陽光発電をしていくというのが今回の申請です。
３番委員	了解しました。
議長	その他質疑ございませんか。

９番委員	９番、綱木です。地上権というのが分かりませんが、地上権の設定に関してお聞きしたいと思います。これは法務局に行って土地の権利書に設定するものでしょうか。
副主幹	法務局に行って事項証明書に記載されるものでございます。
議長	よろしいですか。その他質疑ございませんか。
	［「なし」と呼ぶ者あり］
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 50 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか
	［「異議なし」と呼ぶ者あり］
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第３】
議長	続きまして日程第３、議案第 51 号、「農地法第３条第１項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹	11 ページでございます。議案第 51 号、農地法第３条第１項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第３条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。 番号１番、譲渡人は夫も亡くなり後継者もなく、今までも畜産経営をしている譲受人の方に管理していただいていたもので、譲受人は居宅から近いため耕作の便も良く、相手方からの要請により譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。 番号２番、譲受人と譲渡人は親戚関係であり、譲渡人は遠隔地に居住し管理できないことから当申請地の近くに居住する親戚の方に譲り渡すもので、譲受人は相手方の要請により贈与により譲り受けるものでございます。 番号３番、譲渡人は夫も亡くなり後継者もいないことから近接地の農地の所有者である譲受人に譲り渡すもので、譲受人は相手方の要請により規模拡大し譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。 番号４番、親子間による生前一括贈与です。 以上４件、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします最初に[redacted]地区担当委員お願いします。
９番委員	９番、綱木です。14 日１時より現地を確認いたしました。事務局３名、推進委員１名、農業委員１名で確認いたしました。この場所は[redacted]の[redacted]から[redacted]に向かう道路の近くです。昔から譲受人の父親が草地として使っていたもので、夏ごろに父親からそのまま受けたものを前々から使っていたもので、これも親戚関係なのですが、何ら問題ないと確認いたしました。以上です。
議長	[redacted]地区担当委員お願いします。
18番委員	18 番、奥友です。14 日に事務局３名、農業委員２名、推進委員１名で現地調査を行いました。場所については、説明してあそこだと分かるところじゃないですから、[redacted]沿いになります。本家と分家の関係になるのでしょうか、分家から本家

	の方に、内情は、返すということになります。今まで農地の管理は中山間の事業で近隣の人達が草刈り等をやっていた土地です。今度はきちんと贈与で譲受人の方で土地管理がなされるということで、特段の支障はないと考えております。以上です。
議　　長	●●●地区担当委員お願いします。
16 番委員	16 番、小向です。譲渡人が営農面積を縮小したいということで以前から相談を受けていまして、譲受人は同じ地区内でありその農地と隣接しているということで、購入してもいいということで、本人同士の話がまとまったので特別問題ないということで、14 日現地確認いたしまして現地の方も問題ないということで確認いたしました。
議　　長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 ［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 51 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 ［「異議なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は原案のとおり「可」と決しました。 10 分間休憩します。 (休憩) 【日程第４】
議　　長	それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。 日程第４、議案第 52 号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	12 ページでございます。議案第 52 号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 44 件、新規が 22 件、更新が 22 件でございます。 番号１番、更新でございます。 番号２番、新規で契約期間４年の賃貸借権設定でございます。 番号３番４番、更新でございます。 13 ページでございます。 番号５番、更新でございます。 番号６番、新規で契約期間５年の賃貸借権設定でございます。 番号７番から 11 番まで、更新でございます。 14 ページでございます。 番号 12 番から 14 番まで、更新でございます。 番号 15 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 16 番 17 番、更新でございます。 15 ページでございます。 番号 18 番から 21 番まで、更新でございます。 番号 22 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 23 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 16 ページでございます。 番号 24 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 25 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。

	番号 26 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 27 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 28 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。これは次の議案第 53 号配分計画の番号１番と関連してございます。 番号 29 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 30 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 17 ページでございます。 番号 31 番、更新でございます。 番号 32 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。これは次の議案第 53 号配分計画の番号２番と関連してございます。 番号 33 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。これは次の議案第 53 号配分計画の番号３番と関連してございます。 番号 34 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。これは次の議案第 53 号配分計画の番号３番４番と関連してございます。 番号 35 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 18 ページでございます。 番号 36 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 37 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 38 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 39 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 40 番、更新でございます。 番号 41 番、新規で契約期間５年の賃貸借権設定でございます。 19 ページでございます。 番号 42 番、新規で契約期間５年の賃貸借権設定でございます。 番号 43 番 44 番、更新でございます。 申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 52 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	［「異議なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第５】
議　　長	続いて日程第５、議案第 53 号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	20 ページでございます。議案第 53 号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画に係る協議がございましたので、意見を求めるものでございます。本議案に係る申請は利用権設定が４件、上郷町に係る申請でございます。 番号１番、使用貸借権設定で契約期間 10 年でございます。 番号２番、使用貸借権設定で契約期間 10 年でございます。 番号３番、賃貸借権設定で契約期間 10 年でございます。

	番号４番、賃貸借権設定で契約期間 10 年でございます。 申請の内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。
議　　　長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　　長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 53 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	［「異議なし」と呼ぶ者あり］
議　　　長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第６】
議　　　長	続いて日程第６、議案第 54 号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副　主　幹	21 ページでございます。議案第 54 号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第１項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号１番、駐車場整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするもので、追認案件でございます。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第３種農地と判断しました。申請地は平成 30 年３月に土地区画整備事業の換地処分を受けた土地の残地で、隣接する農地と段差が大きく、砂利を敷設し来客用駐車場として利用し現在に至ってしまったものです。申請の土地は平成 21 年６月に曾祖父から父が贈与を受け、平成 22 年１月に父死亡により相続したもので、当申請地を今回叔母に贈与しようとしたところ農地転用の許可が必要であったことを知り、転用無許可のまま駐車場として利用してしまった不覚を深く反省している旨の顛末書も提出されており、農地法の知識が十分になく無断転用してしまったもので悪意はなかったものと判断いたしました。本来、転用許可申請していたならば第３種農地は原則許可できるものであることから、追認もやむを得ないものと判断されるものでございます。 番号２番、一般住宅の建築を目的とする一般住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第３種農地と判断しました。申請者は現在父母と同居しておりますが、建物が老築化してきており、また、家族が増え手狭となり今後の子供たちの成長を考えると、将来の生活の不便を考え新たに住宅を建築しようとするもので、生活交通の利便性の良い土地であることから適地としたものであり、第３種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 番号３番、９ページの番号 12 番 13 番と関連し、営農型太陽光発電設備の設置を目的として一時転用しようとするものでございます。申請地は農業振興地域内の農用地区域内の農地となっております。農用地、第１種農地への太陽光発電設備の農地転用は営農型の一時転用であれば許可できるものとなっており、農地に支柱を建ててパネルの高さ２ｍ以上とし、パネルの下部で営農することが条件となっております。９ページの番号 12 番 13 番でも説明しましたけれども、毎年下部の農地の営農状況、就農等を農地転用許可権者である岩手県に報告し、報告により適切な営農、単収が概ね２割以上減少、品質に著しい劣化が生じている、が確保されていないと判断される場合は必要な改善措置を講ずるように指導し、必要な改善措置が講じられない場合は営農型発電設備を撤去するよう指導することとなっており一時転用の期間延長も許可できないものとなっております。なお、東北電力からの系統連携可能通知及び経済産業大臣への再生可能エネルギー発電事業計画の認定者の変更申請も行われており、周辺住

	民の方からの事業実施の同意書も添付されております。当申請地は所有者も後継者も県外に居住していること、また、周辺に住宅がなくまとまった土地を確保できることから適地としたもので、農用地への営農型太陽光発電設備の設置は一時転用として許可できるものでございます。発電量につきましては一般家庭約 400 世帯分の年間使用量に相当するものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 　以上３件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員お願いします。
12 番委員	12 番、鈴木です。14 日、農業委員２名と推進委員２名、事務局２名で確認をしました。 　番号１番ですけれども、場所は[redacted]から 400mくらいの所です。[redacted]方面になりますが、周辺は土地区画条例の住宅がたくさん建っているところでございまして、隣接している農地の法面が２m位ある所で、その下側に残った土地でございます。駐車場ということで、何ら問題ないと確認してきました。 　番号２番ですけれども、[redacted]さんの手前 150mくらいの所でございます。ここも既に住宅地でございまして周辺の農地にも何ら影響がないと確認してきました。
議　　長	●●地区担当委員お願いします。
17 番委員	先ほど議案 50 号で説明したとおりでございます。
議　　長	以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 　［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 54 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 　［「異議なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は原案のとおり「可」を決しました。
	【日程第７】
議　　長	続きまして日程第７、議案第 55 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹	22 ページでございます。議案第 55 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。 　番号１番、亡祖父が昭和 52 年に隣接地に住宅を建築して以来、一体的に庭、家庭菜園、物置等を建て現在に至ってしまったものです。21 ページの番号１番と関連いたしますが、叔母に土地を贈与しようとしたところ、農地法の手続きが必要だったことを知ったとのことであり、当時亡祖父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。 　以上、ご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。

	●●地区担当委員お願いします。
12 番委員	12 番、鈴木です。先ほどの 54 号議案の１番と関連しますけれど、すぐ脇に自宅があるわけですけれども、昔はぽつんと一軒家という形だったのですが、今は家がたくさん建っておりまして、宅地の一部というように判断してまいりました。以上です。
議　　長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 55 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 ［「異議なし」と呼ぶ者あり］
議　　長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第８】
議　　長	続いて日程第８、議案第 56 号、「非農地判断に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	23 ページでございます。議案第 56 号、非農地判断に対する可否決定について、ご説明します。平成 30 年度農地パトロール（利用状況調査）において非農地（Ｂ分類）と判定した土地におきまして、農地法第２条第１項の農地に該当しない農地（非農地）と判断することについて可否の決定を求めるものでございます。 議案書と合わせまして別紙Ａ３版の資料、平成 30 年農地パトロール（利用意向調査）及び荒廃農地調査結果、をご覧いただきたいと思います。この資料には各町、地区ごとに２段書きで、下段に先の総会で報告しております速報値と上段に今回最終として取りまとめた数値を記載しております。表の一番右側をご覧願います。Ｂ区分の非農地と判定した土地の合計値を記載しております。この数値が議案第 56 号に上程しております議案の各町の合計値となっております。市全体の合計で 132 筆、合計 277,569 ㎡を非農地判断する内容となってございます。 議案書に戻っていただき、23 ページをご覧願います。番号１番から６番までが●●町に関するもので、原野が３件、山林が３件でございます。番号７番から 24 ページの番号 12 番まで●●町に関するもので、全て原野でございます。番号 13 番から 26 ページの番号 34 番まで●●町に関するもので、山林が 15 件、原野が７件でございます。番号 35 番から 29 ページの番号 73 番までが●●●町に関するもので、山林 33 件、原野６件でございます。番号 74、75 番が●●町に関するもので、原野でございます。30 ページの番号 76 番から 84 番までが●●町に関するもので、山林４件、原野３件でございます。85 番は●●町に関するもので、山林でございます。86 番から 31 ページの 89 番までが●●町に関するもので、山林２件、原野２件でございます。番号 90 番から 93 番までは●●町●●地区に関するもので、全て山林でございます。番号 94 番から 32 ページの 101 番までが●●町●●●地区に関するもので、山林２件、原野６件でございます。番号 102 番から 35 ページの 132 番までが●●町●●地区に関するもので、山林 15 件、原野 16 件となってございます。 以上、合計 132 件、各申請の内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、委員の皆様には非農地判断の事前通知書の送付と説明をお願いしたところですが、非農地でない旨の申し立ては３件ございましたのでそれを除いて上程してございます。また、議決後の非農地通知書の発出は地目変更登記の案内資料を同封して来年１月中旬に予定してございます。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　　長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議　　　長	会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 61 番について質疑ございませんか。 ［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　　長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議　　　長	会議を再開いたします。番号 61 番を除く 131 件について質疑ございませんか。
12 番委員	12 番、鈴木です。確認をしたいのですけれども、1 番の方ですけれども、面積が 2,119 ㎡となっておりますけれども、現地確認をした時の面積が 5,117 ㎡だったのですよ。この畑は[redacted]でありまして、[redacted]が通って[redacted]に取られた部分があるわけですけれど、図面で見た限りでは残った面積が２反部くらいかなと感じましたけれども面積は間違いないでしょうか。
議　　　長	暫時休憩します。 (休憩)
議　　　長	会議を再開します。
事務局長	ここに載っているのは固定資産税のマスターから取っている面積です。30 年１月１日の固定資産マスターから、登記と同じ地目と面積です。その[redacted]で取られているから実際は２反部ないというお話かなと思ったのですけれども。仮にそうだとすれば、この場所で間違いないのであれば、最終的には減っていくのだと思いますが、今の段階ですと 2,119 ㎡、現在の登記の地目及び面積ということになります。非農地から外して原野にしても最終的には特に影響はないと思います。残った面積が大きいか小さいかの話なので、それが農地ではなくなるという部分では特に問題ないと思います。
議　　　長	問題ない、の話ではなくて。
事務局長	はい。今は 2,119 ㎡としか分かりませんということです。現地に行って[redacted]がどのくらいか、もっと小さいのではないか、というともう１回調査しなければならないです。再調査してまた、という話です。最終的には 2,119 ㎡が農地か農地ではないのかという部分なので、それが一部[redacted]に取られたとしても登記の部分になるだけの話で、残った部分が大きくても小さくてもこの住所で非農地と判断されれば、あとは登記だけの問題です。
議　　　長	現状ではっきり言えることは[redacted]で減っているということだと思うのですけれども。局長が説明したとおり 30 年１月１日の固定資産台帳に反映させている面積をここに出しているということですね。売買が済んで登記はしないのですか。
事務局長	売買して登記しても１月１日現在を基準に作ってあるので、農家台帳のデータは。１月１日以降から今まで土地を売られても１月１日で押さえてあるので、面積の動きはあります。

議　　　長	よろしいですか。
12 番委員	はい。
議　　　長	その他質疑ございませんか。
	［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　　長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議　　　長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 56 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	［「異議なし」と呼ぶ者あり］
議　　　長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。
	(休憩)
	【その他】
議　　　長	会議を再開いたします。 その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
	［「なし」と呼ぶ者あり］
議　　　長	はい。事務局からは。
事務局長	なし。
	【閉会】
議　　　長	以上をもちまして、第 119 回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でございました。
	午後３時28分　閉会

署　名

遠野市農業委員会会議規則第32条第２項の規定により、ここに署名する。

平成30年　月　日

遠　野　市　農　業　委　員　　14番 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

同　　15番 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿